

令和8年度旭川市子育て支援員研修業務 仕様書

1 事業の概要

(1) 業務名

令和8年度旭川市子育て支援員研修業務

(2) 業務の目的

旭川市子育て支援員研修（以下「研修」という。）の受講により、新たに保育や子育て支援事業等に従事できるよう、こども家庭庁が定める「子育て支援員研修事業実施要綱」（以下「国要綱」という。）に基づく研修を実施し、修了証書を交付することにより、子育て支援員として子育て支援分野の各事業等に必要な知識や技術等を修得したことを認め、子育て支援員の資質の確保を図ることを目的とする。

(3) 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 実施主体等

実施主体は旭川市（以下「市」という。）とし、事業を適切に運営できると認められる事業者に事業を委託する。

3 委託業務の概要

(1) 研修の企画・運営

ア 研修の日程等の設定（※研修会場については、旭川市内の公共施設等において市が確保する。）

イ 研修の内容の企画及び講師の選定

ウ 研修開催案内の作成、発送

エ 受講申込みの受付

オ 受講者の決定及び受講決定、開催通知等の送付（※受講者申込受付及び受講者決定は市が行う。）

カ 研修で使用する補助資料、研修レポート又はチェックシート（以下「研修レポート等」という。）の作成

キ 研修に必要な設備、教材、機器等の準備

ク 研修当日の運営、受講者本人確認

ケ 研修レポート等のとりまとめ

コ 研修受講者名簿、修了者名簿、受講状況確認一覧の作成

サ 研修実施後の実績報告書の作成

(2) 研修修了者に対する修了証書等の作成・交付（再交付を含む。）

4 事業内容

(1) 研修対象者

育児経験や職業経験など多様な経験を有し、地域において子育て支援の仕事に関心を持ち、以下の子育て支援分野の各事業等の職務に従事することを希望する者及び現に従事する者。

ア 家庭的保育事業（児童福祉法第6条の3第9項）の家庭的保育者及び家庭的保育補助者

イ 小規模保育事業（児童福祉法第6条の3第10項）B型の保育士以外の保育従事者

ウ 小規模保育事業（児童福祉法第6条の3第10項）C型の家庭的保育者及び家庭的保育補助者

エ 事業所内保育事業（児童福祉法第6条の3第12項）（利用定員19人以下）の保育士以外の保育従事者

オ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（児童福祉法第6条の3第2項）の補助員

カ 一時預かり事業（児童福祉法第6条の3第7項）の保育士以外の保育従事者

キ 旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年旭川市条例第57号）に規定する保育所における保育士配置に係る特例に基づく保育従事者

ク 旭川市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年旭川市条例第51号）に規定する幼保連携型認定こども園における職員配置に係る特例に基づく職員

ケ 旭川市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年旭川市条例第48号）に規定する小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所における保育士配置に係る特例に基づく保育従事者

(2) 研修項目・科目及び研修時間数等

国要綱に定める次の内容を実施するものとする。なお、科目の一部免除の取扱は、国要綱に基づくものとする。

区分	科 目	時間数【単位:時間】
基本研修		8. 0
①子ども・子育て家庭の現状	1. 0	
②子ども家庭福祉	1. 0	
③子どもの発達	1. 0	
④保育の原理	1. 0	
⑤対人援助の価値と倫理	1. 0	
⑥児童虐待と社会的養護	1. 0	
⑦子どもの障がい	1. 0	
⑧総合演習	1. 0	
専門研修(選択)		
地域保育コース		
共通科目		15. 0
①乳幼児の生活と遊び	1. 0	
②乳幼児の発達と心理	1. 5	
③乳幼児の食事と栄養	1. 0	
④小児保健Ⅰ	1. 0	
⑤小児保健Ⅱ	1. 0	
⑥心肺蘇生法	2. 0	
⑦地域保育の環境整備	1. 0	
⑧安全の確保とリスクマネジメント	1. 0	
⑨保育者の職業倫理と配慮事項	1. 5	
⑩特別に配慮を要する子どもへの対応(0歳~2歳児)	1. 5	
⑪グループ討議	1. 5	
⑫実施自治体の制度について	1. 0	
専門科目・地域型保育		6. 0+実習2日
①地域型保育の概要	1. 0	
②地域型保育・一時預かり事業の保育内容	2. 0	
③地域型保育・一時預かり事業の運営	1. 0	
④地域型保育・一時預かり事業における保護者への対応	1. 5	
⑤見学実習オリエンテーション	0. 5	
⑥見学実習	2日	
放課後児童コース		9. 0
①放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容	1. 5	
②放課後児童クラブにおける権利擁護とその機能・役割等	1. 5	
③子どもの発達理解と児童期(6歳~12歳)の生活と発達	1. 5	
④子どもの生活と遊びの理解と支援	1. 5	
⑤子どもの生活面における対応等	1. 5	
⑥放課後児童クラブに従事する者の仕事内容と職場倫理	1. 5	

(3) 定員等

基本研修の定員は1回当たり80名程度、各専門研修は1回当たり地域保育コース定員45名、放課後児童コース定員35名とし、年2回実施する（日程は別表1のとおり。）。ただし、申込者数等に応じて定員を変更する場合がある。各専門研修の実施回数は次のとおりとする。

- ・地域保育コース共通科目 2回
- ・地域保育コース専門科目（地域型保育コース） 2回
- ・放課後児童コース 2回

(4) 開催場所等

研修会場については、旭川市内の公共施設等において市が確保する。

(5) 研修講師

講師は、道内の各子育て支援関係事業の現状と課題などに精通した者で、職歴、資格、実務経験、学歴等に照らして選定すること（市で担当する講師は別表1のとおり。）。なお、放課後児童コースの講師の要件は、「子育て支援員研修の研修内容等の留意点について」（平成27年5月21日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課研修・研究助成係発事務連絡）（以下「留意事項通知」という。）に定められた要件を準用する。

(6) 研修の教材等

市が選定するテキストを使用するほか、受託者が作成した補足資料を使用することとする。

5 実施手続き

(1) 受講申込み及び受講者確認

ア 受講の申込み

受講希望者は、別に定める受講申込書を市に対し提出する。

イ 受講者本人の確認

受講者は、受講日当日、本人であることが確認できる証明書等（住民票の写し、健康保険証、運転免許証、パスポート等の公的機関発行の証明書等）を提示し、本人確認を受けるものとする。

(2) 修了の認定・修了証書等の作成・交付

ア 受託者は、受講者から研修レポート等の提出を求め、内容を確認した上で、修了の認定を行い、別に定める様式により、修了証書を作成のうえ、交付する。

また、基本研修修了者から申請があった場合は、別に定める様式により、子育て支援員研修（基本研修）修了証書を作成することとし、一部科目修了者からの申出があった場合は、別に定める様式により一部科目修了証書を作成のうえ、交付する。

なお、これらの証書等を交付するに当たっては、交付の日付、交付先、修了者氏名等を記載した名簿を作成し、委託業務の完了時に、市にこれを引き渡すこと。

イ 修了証書等の作成・管理に当たっては、次のことを厳守する。

修了証書等の作成・管理に当たっては市の指示する事項に留意すること。

6 その他

事業の実施に当たり、本仕様書に定める事項の他は、国要綱及び留意事項通知を準用する。

7 研修会受講費用

研修会受講費用のうち、テキストや資料等に係る実費相当部分、研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費については、受講者が負担するものとする。

8 事業者の要件

(1) 事業者の要件として、次のいずれにも該当すること。

ア 道内に本部（本社）、支部（支社）又は事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む。）を有する企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人その他の法人又は法人以外の団体であって、委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有するもの。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

- ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- エ 当該業務と同種の契約を自治体と行った実績があること。

9 その他

- (1) 研修の実施に際し、研修受講希望者を把握し、適切かつ幅広く研修開催を周知すること。
- (2) 受託者は、受託業務の処理に伴い、著作権その他の権利が生じた時は、それらの権利を市に移転しなければならない。
- (3) 受託者は、受託業務の処理に伴い、収集した個人情報は、全て市に移転しなければならない。
- (4) 再委託の禁止
 - ア この仕様書で示す業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。
 - イ この仕様書で示す業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ書面にて市の承諾を受けなくてはならない。
- (5) 業務の実施に当たり、疑義が生じた場合は双方協議の上決定するものとする。